

【添付資料1】

■調査の概要

1 調査背景・目的

医療法人が発行する医療機関債の勧誘に関するトラブルについては、平成23年8月に国民生活センターが、医療機関債の勧誘に関する注意喚起を行いました。

また、平成24年1月には、消費者庁が、一部の医療法人が、医療機関債の発行に当たり、強引な勧誘や虚偽の説明等の不当な勧誘行為をしたとして、消費者安全法に基づく注意喚起を行いました。

同年9月、内閣府消費者委員会は「医療機関債に関する消費者問題についての提言」を行い、これを受けて、厚生労働省は、都道府県を通じて全医療法人が発行する医療機関債の発行状況を調査することにしました。

2 調査対象法人

平成24年9月1日時点で医療機関債を発行しており、返済が完了していない医療法人

3 調査期間

平成24年9月～平成25年2月

■調査結果の概要

1 医療機関債の発行状況

(1) 医療機関債の発行件数

18の医療法人が、計41件の医療機関債を発行していました。

医療機関債を発行している医療法人18法人のうち医療機関債を複数回発行している医療法人は5法人でした。

この5法人のうち3法人は医療機関債の発行が1年に1回程度でしたが、残る2法人のうち医療法人社団真匡会（東京都）は1年のうち15回発行し、医療法人社団みらい会（山梨県）は1年のうち5回発行していました。

(2) 医療機関債の発行金額

医療機関債の発行総額は、43億900万円でした。

このうち医療法人社団真匡会は11億6300万円、医療法人社団みらい会は7000万円の医療機関債を発行していました。

(3) 発行時期

各医療機関債の発行時期については、以下のとおりでした。

平成 17 年度	1 件
平成 18 年度	2 件
平成 19 年度	3 件
平成 20 年度	6 件
平成 21 年度	2 件
平成 22 年度	2 件
平成 23 年度	25 件（このうち医療法人社団真匡会が 15 件発行、医療法人社団みらい会が 5 件発行）

なお、平成 24 年度以降には新規の発行はありませんでした。

(4) 購入者数

各医療機関債の購入者数については、以下のとおりでした。

1 者	10 件（購入者はいずれも銀行）
2 者以上 10 者未満	4 件
10 者以上 50 者未満	25 件
50 者以上	2 件

(5) 購入者の属性

各医療機関債の購入者の属性については、以下のとおりでした。

銀行のみ	10 件
法人役員のみ	1 件
法人関係者のみ	6 件
銀行・関係者・地域住民	3 件
全国の投資家	21 件（医療法人社団真匡会、医療法人社団みらい会、医療法人社団悠聖会）

2 主な医療機関債発行のガイドラインの遵守状況について

医療機関債を発行した 18 法人のうち、期限までに回答がなかった 1 法人（平成 24 年 10 月末に返済が完了している。）を除く 17 法人について、以下のとおり主要要件の確認を行いました。

(1) 「医療機関債を発行する医療法人は 3 年以上の黒字など経営成績が堅実であること」

17 法人中 14 法人が要件を満たしていましたが、3 法人（医療法人社団真匡会、医療法人社団みらい会、医療法人社団悠聖会）は、要件を満たしていませんでした。

(2) 「医療機関債の 1 回当たりの発行総額が 1 億円以上となる場合などには、公認会計士

又は監査法人による監査を受けるものとする事

3 法人が1回当たりの発行総額が1億円以上の発行を行っていましたが、いずれの法人も発行に当たり公認会計士等の監査を実施していました。

なお、医療法人社団悠聖会が1億円以上の医療機関債の発行を予定していましたが、公認会計士等の監査を実施していないことが分かり、現在、実施状況を監督庁（北海道厚生局）が調査中です。

(3) 「社団医療法人は、発行に当たっては理事会及び社員総会の議決を経ること」

2 法人（医療法人社団みらい会及び医療法人社団悠聖会）は、発行に当たっては理事会及び社員総会の議決を行っていませんでした。

(4) 「法定の事業報告書に加え、医療機関債の発行時点の事業報告書を作成し、購入申込者に開示すること」

2 法人（医療法人社団真匡会及び医療法人社団みらい会）は、医療機関債の発行時点に事業計画書だけでなく法定の事業報告書の作成も認められませんでした。

なお、医療法人社団悠聖会については、現在、監督庁（北海道厚生局）が調査中です。